平成３０年（フ）第１９号
静岡県磐田市豊浜中野475番地２
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊和
4　破産債権の届出期間　平成30年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１８１１号
さいたま市岩槻区美園東３丁目18番地48
債務者　湯淺　栄子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　泰雄
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５０号
東京都東大和市向原１丁目13番地の22
債務者　髙木　英一
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　和典
4　破産債権の届出期間　平成30年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３号
千葉県東金市砂古瀬514番地６　イズ華瀬Ａ―201
債務者　西　　政行
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成30年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
鳥取県鳥取市宮長272番地１　ハイツＹＯＵ―ＷＡ　Ｂ101号、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目231番地
債務者　吉田　義美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　西川総合法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３２号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目31番９号　有明荘201号
債務者　田中　　寛
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２４号
新潟県佐渡市羽茂本郷633番地１
債務者　海老名喜好
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大花　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
新潟県佐渡市羽茂本郷633番地１
債務者　海老名和子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大花　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第５号
北海道釧路郡釧路町字別保122番地138
債務者　川崎　聖孝
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市庄新町７番９―25号
債務者　島本　　学
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　秀孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
岡山県真庭市種1818番地
債務者　佐山　元美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙谷　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１４７号
福島市永井川字壇ノ腰11番地の１　アルビオン406号
債務者　金澤　幸一
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福島地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４７２号
愛知県知立市上重原町本郷34番地１　マインシュロス107号
債務者　小池　達雄
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
愛知県豊田市錦町１丁目85番地１　レオパレス錦109号、前住所愛知県豊田市宮上町８丁目98番地　ソフラン宮上201号
債務者　松本　文雄
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
愛知県知立市西中町北吹戸56番地３　アトレ東刈谷グリーティングコート1005号
債務者　中村　結里（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９４号
愛知県岡崎市緑丘２丁目10番地15　エントピアヒル　101
債務者　山根　俊治
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係